

監査公表第9号（平成27年4月24日、県公報第3688号登載）  
農林水産部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（平成26年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査結果の報告（平成26年11月10日26監総第465号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年4月24日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	井本邦彦

26農政第2392号

平成27年3月25日

福岡県監査委員 小串正伸 殿  
同 伊藤龍峰 殿  
同 行正晴實 殿  
同 井本邦彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について(通知)

平成26年11月10日26監総第465号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

1 指摘事項に対する措置

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡農林事務所	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を進達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。(1件)	未納の庁舎等維持負担金については平成27年3月に全額納入済み。今後はこのようなことが生じないように、適切な庁舎管理に努める。
八幡農林事務所	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を進達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。(1件)	未納の庁舎等維持負担金については平成27年3月に全額納入済み。今後はこのようなことが生じないように、適切な庁舎管理に努める。
行橋農林事務所	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を進達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。(1件)	未納の庁舎等維持負担金については平成27年3月に全額納入済み。今後はこのようなことが生じないように、適切な庁舎管理に努める。
農業総合試験場 果樹苗木分場	光熱水費等において、支出科目を誤って支出していた。(1件)	財務規則第26条に基づき適切な予算科目にて支出を行う。

## 2 注意事項に対する措置

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	<p>契約において、暴力団排除強化にかかる契約内容となっていなかった。 (1件)</p>	<p>規則等の改正時には職員への周知を徹底し、さらに契約時には最新の内容であることを充分確認することとした。</p>
	<p>長期継続契約において、暴力団排除条項の変更に関する協議がなされていなかった。(2件)</p>	<p>暴力団排除条項に関する契約内容の変更について相手方と協議し、変更契約を行った。</p>
	<p>谷止工において、設計書に計上する数量を誤ったため、積算過大となっていた。(1件)</p>	<p>図面、数量計算書及び設計書について重点的にチェックする担当者を決める等チェック体制を強化する。</p>
	<p>法面工において、設計書に計上する数量を誤ったため、積算過小となっていた。 さらに、吐口工において、設計書と図面との数量が合致していなかった。 (1件)</p>	<p>図面、数量計算書及び設計書について重点的にチェックする担当者を決める等チェック体制を強化する。</p>